



Title	元代直訳公文書の文体
Author(s)	亦隣真; 加藤, 雄三
Citation	内陸アジア言語の研究. 2001, 16, p. 155-172
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/19011">https://hdl.handle.net/11094/19011</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 元代直訳公文書の文体

イ リン チン  
亦 隣 真  
加 藤 雄 三 (訳)

元代の文献においては、語句が奇異で、文章構造が通常とは異なる一群の公文書があり、漢文の通則では解釈できない上に、純粹の元代漢語の口語とも違っている。これは、漢語固有の文法規則と用語法を無視して、直接モンゴル語の原文から機械的に翻訳した一群の公文書である。我々は、元代の公文書のこの種の文体を直訳体と呼ぼう。

今日に残存する元代の直訳体の公文書は、多くは元廷の朝議記録・聖旨・令旨や中書省・御史台の文書であり、内容は非常に広汎で、政治・経済・文化・法律・軍事・宗教・社会制度・社会生活などの各方面に涉る。元代の政策決定に関わる文書の多くは、この種の文体を採用し、『元典章』・『通制条格』・『憲台通紀』・『南台備要』・『永樂大典』所収の『經世大典』遺文、ならびに元代の聖旨・令旨の碑文と『高麗史』・『元史』などの書に散見される。元史研究にとっては、これらは、当然、すべて得難い一級の史料である。直訳体は一種の機械的な翻訳であるが為に、漢語の通則では通読できず、専門の文体研究をすることが必要である。<sup>(1)</sup> 本稿は、元代の直訳体について、アウトラインを描こうとするものである。

## A. 一般的な特徴

1. 直訳体の公文書は、モンゴル語から翻訳されている。元代の蒙漢合璧の聖旨・令旨の碑文から見て、直訳体のモンゴル語の原文は、多くは莊重な雅語で

(1) 田中謙二「元典章における蒙文直訳体の文章」、『校定本 元典章 刑部』第一冊(京都、1964年)附『元典章の文体』pp. 47-161 参照。

あり、文辞はよく練っていて、たいていは確固とした書式がある。但し、ひとたび漢文に翻訳すると、全く違った様相を呈するようになり、今日から見て、まるで文章の筋が通らない。

直訳体の語彙は、元代漢語の口語から採られているが、文法はモンゴル語式である。典型的な直訳体の公文書は、モンゴル語の語法と文章構造に忠実に従い、漢語を利用して書いた記録文というに等しい。

便宜的に一例を挙げて、原文と直訳体の文章との間にあるレトリック上の区別を説明してみよう。明初、洪武帝の詔誥の一部はモンゴル語に訳されたが、蒙訳文も自ずと莊嚴なものになった。後に、四夷館の人々は、モンゴル語を学習するために、詔誥の蒙訳文の発音を漢字で表し、語毎に傍注として漢訳を施した。この種の傍訳は、完全な意味においての直訳体であった。試みに詔誥の原文と四夷館の傍訳とを比較してみよう：

漢文原文：「天生兆民，必立君以主之」「天之所覆，地之所載，生民之多，莫知幾何」

蒙訳文の漢語傍訳：「天衆民行生着，必皇帝人行命着主宰有」「天覆的，地載的，多生靈幾有的不知可」（「<sup>(2)</sup>誥文」，「詔阿札失里」）

如何に典雅な文章であれ、直訳体に改めれば、今日からみて非常に奇妙で卑俗な文章となってしまうことが、ここから知られるであろう。

2. 直訳体は元代口語の語彙を用いるが、しかし、元代漢語の口語とは、全く異なる。馮承鈞以来、元代の直訳文を「元代白話」と呼ぶが、この種の呼び方はあまり適切でない。元代白話は、当時、実際に話されていた漢語の口語であつて、元曲や『水滸伝』の中の口語は、すなわち、元代白話の生の記録である。元代の公文書の内にも、口語、あるいは口語に近い言葉を用いて書かれた呈文や訴状の類はあるが、しかし、その類のものと我々が検討しようとしている直訳

(2) 『華夷訳語』、『涵芬樓秘笈』第四集、【訳者注1】『涵芬樓秘笈』内の『華夷訳語』は、火源潔らが洪武十五年に編纂し、同二十二年に刊行されたものであり（甲種本）、永樂五年に設けられた四夷館で編纂された乙種本とは異なる。

体は、全く異なるものである。<sup>(3)</sup>もし、直訳体を元代漢語の口語として読んでいけば、句読の誤りを免れ得ず、文意を曲解することになろう。

元代においては、文書用語は規格化されたものであったが、口語はそうではなかった。直訳体で用いられる文字は、今日の視点から見れば、かなり俗字を濫用し、ひどい場合には、誤字や当て字がある。例えば、「們」を「毎」と書き、「够」を「勾」と書き、「很」を「哏」と書き、「一樁」を「一裝」と書くなどである。

3. 語彙の面では、直訳体の中には、モンゴル語や他の民族の言語からの外来語がしばしば現れる。あるものは直接の音訳である。例えば：「別里哥(モンゴル語：証拠書類)」、「札薩(モンゴル語：法、掟)」、「朮忽(ペルシャ語起源のモンゴル語：ユダヤ教のラビ、ユダヤ人)」。あるものは意訳である。例えば：「肚皮(モンゴル語：賄賂)」、「根脚(モンゴル語：官員の出自、はじめ)」、「道子(モンゴル語：小道、仕途、道理)」。これらの語は、単に漢語の習慣・感覚では理解のしようがない。

語法の面では、モンゴル語の複数語尾・格語尾と形動詞・動詞の語尾を機械的に翻訳し、モンゴル語の語法規則にしたがってそれらを語末に付けており、漢語の規則には意を配っていない。例えば、「把你」は「你行」「你根底」と書き、「對他們」は「他毎根底」と書き、「有旨」は「聖旨了也」と書くなどである。

構文の面では、モンゴル語の構造を残す。目的語が述語の前にあること、長い連体修飾語、助動詞「麼道」の前の長文などは、全て漢文の文言や白話においては見られない文章構造である。

4. 直訳体は、モンゴル語原文の機械的な翻訳であるけれども、しかし、明の四夷館の『元朝秘史』・『韃靼館來文』の傍訳が逐語訳であり、語法の属性を明らかに示しているので、モンゴル語文法の規則に従って読み下せるのとは違っている。元代直訳公文書は、書き手の任意に依るところがかなり大きく、時には原文の文法上の構造に非常に固執することもあれば、時にはある部分を省略することもある。時には歴とした漢文の文章を混入させることもあり、文字の使

---

(3) 吉川幸次郎「元典章に見えた漢文吏牘の文体」、前掲『元典章の文体』pp. 1-45 参照。

い方も不統一で、訳者によって異なるのである。実際に読んでみると、混乱していて、少しも句読点を切る緒が無く、意味が曖昧模糊としていて、言っていることが分からないと、時に読者に感じさせる。

最も適切な読解方法は、蒙句蒙読、漢句漢読であり、およそ蒙文直訳の部分は、モンゴル語の文法規則に従って点を打ち、原意に沿って理解すべきである。モンゴル語文法の類型が直訳体の内にかなり反映されているということ、この点をはっきりさせることができ、直訳体を読みこなすに際し、必須の条件である。

以下、簡単に直訳体中のモンゴル語文法の表現を検討してみよう。

## B. 語法上の直訳

5. 名詞。モンゴル語の名詞は単数と複数に分かれ、直訳体では、しばしば、複数を訳すとき、名詞の後に「毎」の字を加える。例えば、「軍毎(兵士達)」、「使臣毎」、「錢毎」。

モンゴル語をそのまま直訳することによって、漢語の正式の術語を用いないことがしばしばである。例えば：

勾当——公務、こと。

勾当裏交行——登用する。(「交」は即ち「叫」・「教」であり、使役の意味を表す)

勾当裏交出去——罷免する。

大勾当——大事、おおごと。

城子裏、没勾当的休入者——公用の無い者は入城すべからず。

名分——官職、爵位。

宣勅名分委付——官職を宣勅によって授ける。

添与名分——昇進する。

体例——法律、道(道徳・道義)、理。

没体例——不法、無理。

十二箇体例——『贓罪条例』十二箇条.

肚皮——賄賂.

喫肚皮——收賄.

要肚皮——ゆする, 賄賂を取得する.

見識——謀略, 計略.

使見識——悪巧みを弄する.

上に述べたように, 直訳体の公文書の中においては, 非漢語の, 主にモンゴル語を音訳した外来語をしばしば用いる. 例えは:「首思」は, すなわち祇応, 酒食の補助の提供である. 「孛蘭奚」は, すなわち遺失物, 逃散した無籍の人・奴婢, および無主の家畜・財物を指す. その他, 達魯花赤・札魯忽赤・探馬赤・站赤・玉典赤・貴赤・必闍赤・阿塔赤, 云都赤・也里可溫・荅失蛮などは, 直訳体の中だけでなく, 一般文献中においてもよく用いられる.

それから, 俗語がしばしば用いられる. 例えは, 中書省は「省家」といい, 御史台は「台家」といい, 皇帝は「上位」といい, 名前は「小名」といい, 地方・地域は「田地」といい, 暮らし向きは「生活」というなどである.

文中において, 名詞は主語や述語静詞(表語)になることができる. 名詞の後に介詞を加えれば, 連体修飾語にすることができる. 目的語にするときは, 大部分は後に介詞を加えるが, 時には加えずとも良い.

6. 代名詞. 人称代名詞は, 単数と複数とに分かれる:

(人称)	(単数)	(複数)
第一	我	俺, 俺每, 阿每
第二	你	您, 您, 您每, 你每
第三	他, 它	他每, 它每

モンゴル語の人称代名詞には, 屈折の格変化があり, 属格の人称代名詞は人称所有語尾として用いることができる. 人称所有語尾は静詞の後に置いて, 静詞の所属を示す. これは, 直訳体の中ではしばしば現れる.

聖旨俺的. ——我らが聖旨. 皇帝・諸王と官員のモンゴル語の第一人称は

常に複数形を用いる。「俺的」は、複数第一人称の人称所有語尾の直訳である。

合納的錢糧他每的。——彼らの納めるべき錢糧。

この類の直訳は、句読点を切りそこなって、人称所有語尾とその前にある静詞とを誤って分かちやすい。

指示代名詞は、「這」・「這的」・「那」・「那的」などを用いる。原文が、もし複数形を用いていたら、直訳体の中ではしばしば更に「每」を加える。例えば、「這的每」・「那的每」というように、意味は「これらの人々」・「あれらの人々」である。

不定代名詞は、「不揃甚麼(何であれ)」・「不揃誰(誰であれ)」などを用いる。

7. 形動詞。モンゴル語の形動詞は、英語の分詞、あるいはロシア語の形動詞に類似していて、時制の有る静詞であって、文中において名詞の働きをすることができる。また、単数形・複数形があり、後に格語尾を加えて格変化を起こす動詞であって、下に助動詞を付ければ、文中において述語動詞、あるいは述語静詞(表語)を作ることができる。

直訳体の中で形動詞は動詞の後に「的」の字を加えて表示されることが多く、過去形のときは、「来的」・「了的」・「来了的」・「去了的」を加え、もし複数形ならば、また、下に「每」の字を加える。例えば：

常川喫肉茶飯的每。——いつも生臭ものを食べている者ども。

怯憐口裏、匠人・校尉裏入去了的。

——怯憐口に(或いは)、人匠・校尉になった者。

これらは、共に名詞の働きをする形動詞である。動詞の働きをする形動詞は、直訳体の中では、動詞と全く変わりない。

8. 動詞。モンゴル語の動詞の時制は二種類の形式がある：終止形と接続形である。<sup>(4)</sup> 前者は文を終結させるために用い、後者は文を並列したり、述語を並列

---

(4) 動詞の接続形は、印欧言語学的なモンゴル語文法では、副動詞と呼ばれる。

したりする場合などに用いられ、接続形の動詞は文を終結させることはできない。動詞の現在形を直訳するときは、終止形は「有」の字を用い、接続形は「着」の字を用いる。但し、両者とも、しばしば漢語の動詞をそのまま用い、「有」「着」などの時制を表す語を加えないことがある。動詞の過去形を直訳するときは、後に「來」・「了」・「了也」・「了來」・「了去」などの字を加え、一般には終止形に多く用いられ、接続形に用いられるることは少ない。これらは全て難なく解読できる。

命令希望法は、動詞の後に「者」の字を加える。例えは：

奉聖旨：「那般者」。——皇帝陛下のおっしゃられることには、「その通りに  
(申し出の通りに) 处置せよ」。

依您的言語者。——汝等の言う通りに処置せよ。

上位識者。——皇帝陛下のご判断をお願いいたします。

教画虎児・兎児者、雲彩・龍児・犀牛休画者。

——虎・兎を描かせよ、雲・龍・犀は描かせるな。

条件法。モンゴル語の動詞の条件法は、一つは仮定を表し、漢語の「如果」・<sup>(5)</sup>「倘若」に相当し、一つは一個の動作が別の一個の動作を導き出すことを表している。これらは、日本語の接続助詞「ば(……ならば)」と「と(……すると)」に類似している。直訳体の中では「呵」とされ、モンゴル語における動詞の語尾の形式に従って、動詞の後に置く。例えは：

好収呵、各家毎口留粟一斗；不収呵、却与他毎食。——もし収穫が豊富であれば、戸口毎に一斗の米を残して(義倉に入れ)；もし収穫が不良ならば、直ちに(取り出して)彼らに与えて食らわしめる。

後頭拿住呵、便教拿住の人要者。——もし今後捜査のうえ逮捕したならば、直ちに断じて逮捕した者に(褒賞を)給付せよ。

奏呵、奉聖旨：「那般者」。——上奏すると、「その通りに処置せよ」との皇帝陛下のお言葉をいただいた。

(5) 動詞の条件法は、印欧言語学的なモンゴル語文法では、条件副動詞と呼ばれる。

這般宣諭了呵，別了的人每要罪過者。——このように宣諭したからには，  
(以後)違反した者は，直ちに罪せよ。

前二者の例では，「呵」は仮定を表し，後二者の例の「呵」は，一個の動作が別の一個の動作を導き出すことを表している。

直訳体の中では，動詞もまたしばしば俗語・俗字やモンゴル語の直訳を用いる。例えば：「干碍(関する)」，「約當(妨げる)」，「治約(懲らしめる)」，「盤當(調査する)」，「推調(責任を転嫁する，言いがかりをつける)」，「分間(区分する)」，「敲了(処刑する)」，「別了(違反する)」，「道不是(譴責する)」などというように。

9. 助動詞を兼ねる動詞 *a- · bü- · gehe-* は，直訳体の中でしばしば訳出される。これらの動詞は，それ自体独立した動詞であるが，また助動詞にもなる。

*a- · bü-* は，「いる」・「ある」の意味である。接続形の動詞の後に置くか，形動詞の後に置き，助動詞となって，主に時制と語態を表す。静詞の(ときにはまた形動詞の)後に置いて助動詞とし，表語(述語静詞)の判断動詞の働きをする。直訳体の中で，現在形は「有」とし，過去形は「来」・「有来」と書く。

道不是有来。——譴責した。「道不是」は，モンゴル語の「譴責」・「叱責」の直訳であり，助動詞「有来」を加えて，過去に譴責したことを表す。

商量来的勾当行了来。——会議決定したことは，すでにやった。「商量来的」は形動詞の過去形であり，「勾当」の連体修飾語となる。「行了来」は形動詞と助動詞の直訳であり，すでに行ったことを表す。

これらの助動詞は，全て時制と語態を示す。

*a- · bü-* は，また述語静詞の判断動詞の働きをもたらす。現在形は「有」と訳し，漢語の「是」に等しく，過去形は「有来」と訳して，「曾是」に等しい。

台家官人每的言語是有。——御史台の官員の言うことは正しい。(原文の「是」は，「是非」の「是」)

鈔法・塩貨的勾当，官民得済的勾当有。——鈔法・塩法の業務は，官民にとって有益なことである。

我的生日二月初六日有。——私の誕生日は二月六日である。

直訳体の中で、モンゴル語に由来する動詞と助動詞の現在形の「有」の字は、誤読・句読点の切り間違いを最もしやすい。例えば：

俺的伴當每題說有：「金銀是鈔的本有。根脚裏立鈔法時節，只交各路裏存留着做鈔本者麼道立定來。如今不交起将来呵，怎生？」麼道說有。

(『元典章』卷 20 戸部 6 「存留鈔本」)

ここでは、句読点を切り間違って、「有金銀……」・「有根脚裏……」というように読んでしまいやすい。「說有」は、動詞「說」の現在形である。「是鈔的本有(鈔の準備金である)」の「有」は、述語静詞の判断動詞であり、文章の末尾に置いて、漢語の判断動詞「是」と重複したかたちで併存している。

モンゴル語の動詞 *gehe-* は、漢語の「說」・「想」・「叫作」・「以為」の意味である。また、一種の特殊な助動詞でもあり、引用やある種の内容叙述の後に置くが、この点、日本語の格助詞「と」に類似しており、意味は漢語「云々」に等しい。直訳体の中で、最もよく使用される訳出法は「麼道」であり、その他まだ「說」・「道」・「那般道」などがある。過去形の後には「了」「來」「有來」などを加える。

有聖旨麼道，無体例的勾当做。——聖旨があると言つて(頼みにして)，不法を働く。

將他每的人等根底休約當者麼道來。——「かのものたちを妨げるな」と言った。

那官人每推着梯己俸錢麼道，就裏動支官錢。——かの官員どもは偽って「自分自身の俸錢だ」と称して、機に乗じて公金を支出してしまう。

「……怎生？」麼道奏呵，「那般者」麼道聖旨了也。——「……とするのは如何でございましょうか？」と上奏すると、「そのようにせよ」とのお言葉を頂いた。

第一・第二の例の中の「麼道」は動詞であつて、「思う」「言う」の意味である。第三と第四の例の「麼道」は助動詞であつて、「推着」・「奏」の語の意味を

補っている。これら全ての「麼道」は、みな例文のように引用あるいは内容叙述の後に置かれ、そのうえ各々異なる時制を有している。

もう少し簡単に言えば、こう言えるであろう：動詞・助動詞「有」、「麼道」(時制語尾「來」・「了」などを含む)があったならば、前文につけるべきであつて、後文にそれらの叙述内容を求めてはならない。句読点を切るときには、前面にある内容と必ず一緒に切る必要がある。

10. 介詞。モンゴル語の介詞(助詞)は後置詞であり、完全な直訳の中では、総じて静詞と形動詞の後に置かれる。この点は漢語のほとんどの介詞と正反対である。例えば、漢語の「把他」は、直訳体の中では「他根底」・「他行」と表し、「对他」・「向他」は、「他行」・「他根底」と書く。漢語の中にもごく少数の後置詞があり、例えば、領属関係を示す「的」は、用法がモンゴル語と同じである。モンゴル語の後置詞は多いが、しかし、直訳体の中では、併合・簡略化されて、幾つかの頻用される後置介詞となっている。以下は、直訳体の中の幾つかの頻出する介詞の意味と用法である。

「根底」。直訳体の訳者ごとに用法は異なり、元代の文献中の「根底」は、多くの意味を有する：漢語で言えば、「在」・「向」・「從」・「同」・「把」。例えば：

閑住的官員根底有的牌子。——無職の官員の手元にある牌子。

百姓根底不便當。——人民にとって不便である。

官人每根底、軍每根底宣諭的聖旨。——官員、兵士達に下達した聖旨。

百姓每根底錢糧要有。——人民のところから錢糧を徴収する。

百姓每根底競爭有。——人民ともめごとを起こす。

偷了官錢的賊每根底不合放。——公金横領の犯罪者を釈放してはならない。

「根底」の意味は、語が用いられる個別具体的な状況に基づいて判断するしか

(6) 印欧言語学的文法では、モンゴル語の静詞と形動詞には格変化があり、格が異なれば、語尾が異なるとしている。こうして、格語尾のほかの後置詞は介詞と考えることができる。本稿では、これらの「格語尾」さえも介詞とみなす。

ない。

「裏」・「……の中に」・「……によって（でもって）」・「……から」の意味がある。例えば：

城子裏有的。——城内にいる者。

俺每宮觀裏住的先生每。——我らが道觀に住んでいる道士たち。

在先聖旨体例裏。——先行の聖旨の規定に依って。

蛮子田地裏来的官入每。——南方から来た官員たち。

「行」。漢語の「把」・「向」・「対」などの意味がある。例えば：

私下擅自飛放的行拿着呵，那箇日頭裏騎的鞍馬・弓箭・鷹・狗行他每的要了者。——もし、鷹狩を勝手にした者を探査捕獲したならば、直ちに彼らが当日騎乗していた鞍を置いた馬・弓矢・鷹・獵犬を全て没収せよ。

我行奏説。——朕に上奏せよ。

上述の「根底」・「裏」・「行」は、印欧言語学的モンゴル文法によれば、全て格を示す語尾である。更に頻用される介詞が、いくらかある：

「上頭」。意味は、「……だから」・「……（であること）によって」。語順は漢語と反対であって、原因を構成する語あるいは文章の後に置く。例えば：

為那上頭。——それがために（「為」は漢語であり、「上頭」と重複する形で併用されている）

使臣每攬擾的上頭，交百姓生受有。——使臣たちが悶着を起こしたことによって、人民は苦しめられている。

「一般」。意味は、「……のように」・「……同様」であって、上奏するときに多く用いられ、慎重に断言を避ける語気を表す。例えば：

這般呵，宜底一般。——このようにしたならば宜しいように思われます。

他每的言語是的一般有。——彼らの言うことが正しいようでございます。

## 11. 幾つかの助辞とフレーズ。

モンゴル語の幾つかの助辞は、必ず直訳して漢語にする。以下は、比較的に多く見られる二つの助辞である。

〔7〕「也者」<sup>(7)</sup> ある種の断定を避ける語気を表し、「恐らく」・「多分」・「…のはず」の意味を有する。文中においては、述語の後に置く。例えば：

百姓生受也者。——恐らく、人民は苦しんでいるだろう。

這般呵、拿私塩的肯向前拿也者。——このようにしたならば、私塩の取締を行う者は、きっと違反者の逮捕に励むはずだ。

「那無」。疑問の語気を表し、また、肯定を強調する反語の語気ともなり、漢語の「不是…嗎？」・「豈非」の意味である。文中において、疑問あるいは反語の内容を構成する語句の後に用いられる。例えば：

勾当行了來那無？——公務はしていなかったのか？

做賊的見識那無！——奸計に間違いない！

いくつかの助辞は、モンゴル語から直訳したものであるが、しかし、語順は漢語に従って改め、結局、漢語の口語の性質を具有する。例えば：「但」は、強調の語気を表し、「……でさえあれば」・「およそすべて」の意味である。「更」は、「別に」・「そのうえ」の意味である。

モンゴル語のフレーズにもまた、しばしば直訳がなされる、先にすでに多少の例を挙げた。ここでも更に幾つか挙げてみよう。

「氣力」には「ちから」・「勢力」・「財力」の意味があり、他の動詞とフレーズを作ることで、新しい意味を派生させる：「添氣力」——支持する・加護がある、「出氣力」——尽力する、「使氣力」——強制する。

「要罪過」には、「処罰する」の意味があり、時制を持たせることができ、もし「要了罪過」とすれば、已に処分したことを表す。「重要罪過」は、重きに従い処罰することを指し、「重要な犯罪」などとは解せない。

「做賊説謊」は、モンゴル語の直訳であり、邪悪な者・不法なこと一般を言つてゐるのであって、詐欺と盗犯に限定されない。

「観面皮」は、私情に循うこと、情で法を曲げることを指す。

---

(7) 一部の「也者」は、動詞の命令希望法の語尾「者」の意味で用いる。これは一種の例外である。

以上に述べたのは、モンゴル語の語法と語彙が直訳体に主に与えた影響についてのことであり、当然、モンゴル語文法そのものを述べたものではない。では以下、要点を搔い摘んで、文章構造上におけるモンゴル語からの直訳体表現について述べてみよう。

### C. 文章構造上の直訳

12. モンゴル語の文章の各成分の位置と漢語の異同は以下のように簡単に述べることができる。

主語。主語の文中における位置は、原則として漢語と変わりない。

述語。モンゴル語の述語は、述語動詞と述語静詞とに分かれ、後者がすなわち表語である。述語動詞は、主語の後にある、この点は漢語に同じい。同時に、又、目的語の後にある、この点は漢語と相反する。述語静詞(表語)は、静詞あるいは形動詞から構成され、主語の後にある、もし目的語があれば、述語静詞の前に置く。述語静詞は、更に、判断動詞の働きをする助動詞があれば、助動詞を後に置く。

連体修飾語。被修飾語の前に位置し、これは漢語に同じい。

目的語。述語の前にあり、一般に主語の後にあるが、しかし、主語の前に置くことも可能である。直訳体の文章が読みにくい最大の原因是、すなわち、モンゴル語の目的語—述語という文章構造における語順を継承していることがある。

連用修飾語。文中における位置は、漢語と同じく、原則として変わりない。

つまり、いわゆる直訳は、文章構造の面から言えば、モンゴル語の語順を漢語の内に機械的に踏襲しているということになる。このようにした結果が、不自然で読みにくいというものであった。我々は、頻出する現象を以下において検討してみよう。

13. モンゴル語の主述の語順は、漢語と同じで、原則として変わりない。主語と述語(述語動詞)を区別するとき、困難は文章構造にあるのではなく、語彙・

語法の差異にある。例えば、「俺毎行有」は、「我々は行く」であり、語彙は不自然だが、しかし、文章構造上は漢語と違はない。

モンゴル語の目的語—述語という文章構造に機械的に則って、漢語本来の語順を乱していることが、直訳体の文章構造の最大の特徴である。

一両或一錢偷了来的拿住呵，他每的媳婦孩兒·不揀甚麼諸物，拿住来的人要者。

「一両或一錢偷了来的([官の倉庫から]一両・一錢を盗んだ者)」は形動詞であり、「拿住呵」の目的語となる。「要者」の目的語は「他每的媳婦孩兒，不揀甚麼諸物(妻・子・一切の資財)」である。これら二つの目的語は共に述語の前にある。

外頭強盜生發，往来行的人每根底·百姓每根底并官頭口好生偷盜了。

主語は「強盜」。第一の述語「生發(発生する)」は自動詞であり、目的語を持たない。第二の述語「偷盜了」の目的語は、「往来行的人每」・「百姓每」・「官頭口」であり、並列している三つの目的語は全て述語の前にある。介詞「根底」は、目的語と述語の関係を示している。

14. 目的語、あるいは目的語前面にある付加成分は、主語の直後にあることから、ときに厳密に主語と区別しにくくなりやすい。

漢兒女直契丹達達小名裏做達魯花赤有——漢人·女真人·契丹人がモンゴル名を名乗って達魯花赤となっている。

「達達小名」は、間接目的語であり、もし、更に分析すれば、「達達」は「小名」の連体修飾語である。句読点を切っていなければ、「漢兒·女直·契丹」のこれら三者が並列する主語は、「達達」と混同しやすい。

老幼残疾教化的行踏有見呵歹的一般——老人·幼兒·身障者·病人で、乞食をする者がいると、目障りなように思われる。

同様に、「教化的(乞食)」も「老幼残疾」と厳密に区別しにくくなりやすい。「教化的行踏有」は述語静詞である。目的語・述語静詞の主要成分は、全て主語と区別しにくい状況を発生させる可能性がある。

15. 直訳体の中では、モンゴル語の長い連体修飾語と長い目的語とが見受けられる。

中書省・御史台官人每根底，宣慰司・転運司・廉訪司官人每根底，管城子達魯花赤・官人每根底，軍官每根底，軍人每根底，各枝兒頭目每根底，大小諸衙門官人每根底，打捕戶昔寶赤每根底，站赤每根底，衆百姓每根底宣諭的聖旨。

形動詞「宣諭的」は「聖旨」を修飾し、前面に掲げられた全ての人員は、後に介詞「根底(に)」を加えて、「宣諭」の目的語を形成している。この種の長い連体修飾語を、もし、完全な漢文に換えたならば、別種の構造となる。例えば、『元典章』中に「皇帝聖旨，宣諭諸路府州司縣達魯花赤，管軍官，管民官，諸投下官員，軍民諸色人等」とあるが、これがその文章に当たる。

長い連体修飾語と長い目的語は、一文の中に混在し、文章構造を複雑化させ、読むのに骨が折れる。例えば：

係官錢糧造作物料内剋落侵盜的・移易借貸的，覬面皮・要肚皮，教百姓每生受，不公不法的官吏每根底監察每・肅政廉訪司官人每用心依体例体察的每根底，添与他每名分。

——官の錢糧物品内からピンハネや盜窃をしたり、貸借に流用したりした者、情によって法を曲げ賄賂を貪り人民を苦しめる不公正で不法を働く官吏達を、監察の者達・肅政廉訪司の官人達で意を用いて法律に従い検査した者達については、彼らを抜擢昇進させる。

「係官錢糧……不公不法的」は、「官吏每」の長い連体修飾語である。長い連体修飾語を伴う「官吏每」は、後に「根底」を加えて、「体察的每」の長い目的語を作る。「監察每・肅政廉訪司官人每用心依体例体察的每」は副文であり、後に介詞「根底」を加えて、ひとまとまりのものとして「添与」の間接目的語を作っている。この複文の主語は省略されているが、官衙あるいは皇帝を指すことは間違いない。文中には二つの「根底」があるが文中の各成分及びその相互関係をうまく指定している。

16. 後に「麼道」を加えて述べている部分は、或いは引用句であり、或いは一種の思考内容であるが、文章構造上、その大半が目的語の働きをする。この種の引用句の部分は、混入された場合、とりわけ文章の中間に挿入されると、読解上の困難を大いに増すことになりかねない。

泉府司官人每奏：「斡脱每裏多有勾当裏行的營運錢的人每，行運聖旨交各処買賣裏去呵，各路官人每聖旨裏他每的名字不是麼道，約當，眼生受有」麼道奏來。

——泉府司の官人達が上奏したことには：「オルターク(ペルシア語 *urtāq*：  
【訳者注2】商団)の中には多く公的に融資を行う者達が居りますが、営業許可の聖旨で(を持って)各地に派遣して金銭貸借をさせると、各路の官人達は聖旨の中に書いてあるのは彼らの名前ではないと言って、邪魔をし、非常に苦しんでおります」。

この文章の主語は、「泉府司官人每」であり、述語は「奏」と「麼道奏來」、二つの「奏」(前者は漢語の文法であり、後者はモンゴル語の文法を用いている)は重複する形で併存している。引用句全体が目的語の形をとっている。引用句の中に、さらに引用句「聖旨裏他每的名字不是」があり、後に「麼道」を加えて、その引用の印としており、これは、官員達が邪魔をする口実の内容を引用叙述している。

ときに「麼道」は省略され、訳出されない。例えば、「怎生？奏呵」では、「怎生」の後は「麼道」を省略している。もし、「怎生奏呵(いかに上奏すると)」と誤読しては、語義が全く乖離してしまう。

17. 各々の文章成分は副文であります。例えば：

官員不去赴任的也有。——官僚が赴任しにゆかないこともある。

これは主語が副文である。「的」は、形動詞の語尾の直訳である。

俺与老的每一處商量來的勾當。——我ら(=余)が長老たちと一緒に相談したこと。

これは、連体修飾語が副文であり、一つの名詞を修飾している。

観見歹人逃走了也。——悪人が逃走したのを見たのだ。

これは、目的語が副文である。

這的每聖旨根底別了的上頭，他每根底要了罪過。——このものたちはジャルリクにそむいたので、彼らに罪をもとめた(=彼らを罪にあてた)。

前段は運用修飾語が副文であり、原因を示している。

複文中、分文(複文を構成する単文)・フレーズが同時にある時には、真剣に分析して、意義をはっきりさせなければならない。

18. 直訳の文章の中では、しばしばモンゴル語の文章構造と漢語の文章構造とが混用される。ときには、このような混用は読解にある程度の便宜をもたらすが、ときには、それとは異なり、かえって語意を曖昧にする。

外頭有的按察司察出来的馬牛米糧，怕動着呵，頭口每死了有，米也絕爛了有麼道，如今對着管民官，教做証見，壳做鈔送將這裏來。

——外地の按察司が調査した馬・牛・米糧は、恐らくは移動させると、家畜は死に、米も腐乱するので、今まで地方官のところで証明させて、鈔に換金してここに送らせる。

「怕」と「麼道」の中間の文は、懸念の内容である。もし、モンゴル語の文法に依るならば、「怕」の字は、「麼道」の後にあって、「……麼道怕有」となるはずである。ここでは、「怕」の字は漢語の文法に従って改められ、分文の先頭に置かれている。このように書けば、意味は更にはっきりさせられるが、「もし動かすのを恐れていたら、家畜は死に、米穀は腐乱するだろう」という別義を派生させる。

积迦牟尼仏道子裏不行，經文的勾当裏不謹慎，別了的行的每根底依体例要了罪過：是那箇寺裏的和尚呵，只教做那寺裏的種田地裏者。

——仏法に従わず、誦経の務めを慎まず、人道に悖る行いをした者どもを法律に依って処罰した：如何なる寺の僧侶であろうと、すなわちその寺の田地で耕作させよ。

「寺裏的種田地裏者」は、文章の筋が通らず、「寺裏的田地裏種者」となるべき

である、ここでは、蒙漢両種の文法が混用されている：動詞「種」は、漢語の語順に従って「田地」の前に置かれている。さらにモンゴル語の格語尾を直訳して、[訳者注3]  
「田地」の後に「裏」の字を加えて奇妙な文章を作り出してしまった。

原載：「元代硬訳公牘文体」『元史論叢』第一輯（中華書局 1982年）pp. 164-178.

【訳者注2】 森安孝夫は漢字表記の「斡脱」をウイグル語由来と考える。森安孝夫「オルトク（斡脱）とウイグル商人」（『近世・近代中国および周辺地域における諸民族の移動と地域開発』（平成7・8年度科学研究費補助金——基盤研究B2——研究成果報告書），豊中，大阪大学文学部，1997年）pp. 1-48；同著「『シルクロード』のウイグル商人——ソグド商人とオルトク商人のあいだ——」（『岩波講座世界歴史 11 中央ユーラシアの統合』，東京，岩波書店，1997年）pp. 93-119.

【訳者注3】 原載論文には、末尾に附録として「硬訳文体公牘標点注解十篇」がある。直訳体の碑文・公文書・案件など十篇に句読を加え、若干の注解を附す。とくに『高麗史』に見えるオゴディ時代の命令文など、有益な点があるが、紙幅が倍増してしまうので、残念ながら割愛する。その点、御了解をお願いするとともに、是非とも原載論文を参覧いただきたい。